ダイオキシン類に係る排出基準 （大崎上島町関係施設分）

1 大気関係

［単位：ng-TEQ／m^3N］

施 設 種 類		排出基準	
		新設施設	既設施設
廃棄物焼却炉	焼却能力が、1時間につき 4 トン以上	0.1	1
	焼却能力が、1時間につき 2～4 トン未満	1	5
	焼却能力が、1時間につき 2 トン未満	5	10

注 1. 基準は、各排出口（煙突）で適用される。

注 2. 既設施設とは、平成 12 年 1 月 14 日までに施設の設置工事に着手しているものをいう。ただし、平成 9 年 12 月 2 日以降に設置工事に着手した廃棄物焼却炉（火格子面積 2m^2 以上または焼却能力が 1 時間につき 200kg 以上のものに限る。）については新設施設とする。

注 3. 廃棄物焼却炉は、火床面積（炉の床面積）が 0.5m^2 以上又は焼却能力が1時間につき 50kg 以上のものが法対象施設となる。（一つの焼却施設に二以上の焼却施設が設置されている場合にはその合計）

2 水質関係

［単位：pg-TEQ／L］

施 設 種 類	排出基準
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	10

注 基準は、事業場の排水口で適用される。